

令和2年第6回教育委員会定例会  
(3月31日開会)

台東区教育委員会

○日 時 令和2年3月31日（火）午後2時35分から午後4時31分

○場 所 教育委員会室

○出席者

教 育 長	矢下 薫
教育長職務代理者	垣内恵美子
委 員	末廣 照純
委 員	神田しげみ
委 員	高森 大乘

○出席者

事務局次長	酒井 まり
庶務課長	小澤 隆
学務課長	福田 兼一
児童保育課長	佐々木洋人
放課後対策担当課長	西山あゆみ
指導課長	小柴 憲一
教育改革担当課長 兼教育支援館長	倉島 敬和
生涯学習課長	久木田太郎
スポーツ振興課長	櫻井 洋二
中央図書館長	宇野 妥

○日 程

日程第1 議案審議

- 第10号議案 東京都台東区教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則
- 第11号議案 東京都台東区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則
- 第12号議案 東京都台東区教育委員会非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則
- 第13号議案 東京都台東区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 第14号議案 東京都台東区幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の一部を改正する規則
- 第15号議案 東京都台東区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

- 第16号議案 東京都台東区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則
- 第17号議案 東京都台東区教育委員会教育長の権限に属する事務の一部委任についての一部改正について
- 第18号議案 東京都台東区学校職員服務取扱規程の一部改正について
- 第19号議案 台東区教育委員会事務局及びその他教育機関の人事について

日程第2 教育長報告

1 協議事項

(1) 庶務課

ア 新型コロナウイルス感染症対策について

(2) 生涯学習課

イ 台東区文化財保護審議会委員の委嘱及び退任委員に対する感謝状の贈呈について

ウ 令和2・3年度台東区社会教育委員の委嘱について

2 報告事項

(1) 庶務課

ア 令和2年度台東区教育委員会事務局及びその他教育機関の人事について

イ 「区長への手紙」等にかかる教育委員会の対応について

(2) 指導課

ウ 令和2年4月1日付教職員異動状況について

3 その他

- ・ 子育て・若者支援特別委員会における教育委員会に関する審議等概要について
- ・ 区民文教委員会における教育委員会に関する審議等概要について
- ・ 予算特別委員会における審議事項について

午後2時35分 開会

○矢下教育長 ただいまから、令和2年第6回台東区教育委員会定例会を開会いたします。

本日の会議録署名委員は、末廣委員にお願いいたします。

ここで、傍聴について申し上げます。

本日、会議の傍聴を希望する方については、許可することとしておりますので、ご了承ください。

なお、撮影または録音につきましては、所定の手続きを行った場合のみ、許可することといたしたいと思っております。

それではまず、審議順序の変更について、私から申し上げます。

日程第2、教育長報告の協議事項、庶務課のア、新型コロナウイルス感染症に関する内容については、区議会から随時報告するよう求められており、審議の内容によっては今後区議会に報告すべき内容が含まれる可能性がありますので、傍聴にはなじまないと思われれます。

つきましては、順序を変更して、最後に聴取いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、そのように決定いたしました。

〈日程第1 議案審議〉

第10号議案

○矢下教育長 それでは日程第1、議案審議に入ります。議案の提案理由、及び内容について、説明をお願いします。

はじめに、第10号議案を議題といたします。庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 それでは、第10号議案、東京都台東区教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則につきまして、ご説明をさせていただきます。本件は、地方公務員法の改正に伴いまして、4月1日から会計年度任用職員制度が新たに導入されるため、所要の改正を図るものでございます。

それでは、恐れ入りますが、新旧対照表をご覧ください。記載のとおり、現行の非常勤講師を会計年度任用講師に改めるものでございます。

付則でございますが、令和2年4月1日から施行といたします。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、原案どおりご決定くださいますようお願い申し上げます。

○矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

○垣内委員 これは、何か実態的に変わるものですか。

○庶務課長 実態的に変わるものではございません。非常勤講師と違うところは、期末手当等の手当等が支給される、あるいは、社会保険料の負担がある等でございますので、雇

用の安定を図るということで、会計年度任用職員制度が導入されたということに合わせまして、今回規定の整備を図るというものでございます。

○矢下教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 これより採決いたします。本案については、原案どおり決定いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

ご異議ございませんので、原案どおり決定いたしました。

#### 第11号議案

○矢下教育長 次に、第11号議案を議題といたします。庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 それでは、第11号議案、東京都台東区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則につきまして、ご説明させていただきます。本件は、地方公務員法の改正に伴い、4月1日から会計年度任用職員制度が新たに導入されるため、所要の改正を図るものでございます。

それでは、恐れ入りますが、新旧対照表をご覧ください。会計年度任用職員制度の導入に伴いまして、報酬等に関することにつきましては、人事課で一括してまとめて事務処理を行うこととなりますので、庶務課の事務分掌から削除するものでございます。それに伴いまして、項ずれを直す改正を行うものでございます。

付則でございますが、令和2年4月1日からの施行といたします。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、原案どおりご決定くださいますようお願い申し上げます。

○矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 これより採決いたします。本案については、原案どおり決定いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、原案どおり決定いたしました。

#### 第12号議案

○矢下教育長 次に、第12号議案を議題といたします。庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 それでは、第12号議案、東京都台東区教育委員会非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則につきまして、ご説明させていただきます。本件は、地方公務員法の改正に伴い、4月1日から、会計年度任用職員制度が新たに導入される

ため、所要の改正を図るものでございます。

それでは、恐れ入りますが、新旧対照表をご覧ください。本制度の導入に伴いまして、非常勤職員として残る職は、学校医等の医師等の限られた職だけとなります。つきましては、会計年度任用職員へ移行する職に関する規定を削除するものでございます。

付則でございますが、令和2年4月1日から施行といたします。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、原案どおりご決定くださいますようお願い申し上げます。

○矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

(なし)

○矢下教育長 これより採決いたします。本案については、原案どおり決定いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、原案どおり決定いたしました。

### 第13号議案

○矢下教育長 次に、第13号議案を議題といたします。指導課長、説明をお願いします。

○指導課長 それでは、第13号議案、東京都台東区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について、ご説明申し上げます。本案は、地方公務員法等の改正に伴い、規定の整備を図るため、提出するものでございます。

恐れ入りますが、別添、ステープラー止めの横置きの新旧対照表をご覧ください。まず、1ページ目でございます、第13条から、次の15条に係る改正は、地方公務員法の改正によるもので妊娠出産休暇、あるいは育児休業の教育職員にかわる臨時的任用職員となった者の年次有給休暇の付与日数及び繰越しについて改めるもので、引き続き任用された場合には、年次有給休暇の繰越しが可能となるものでございます。

次に、第32条、3ページの一番下からですが、32条の3は、文部科学省告示の指針で、服務を監督する教育委員会において、規則等を定めることとされたことを受け、幼稚園教育職員等の業務量の適切な管理を行うための本則を新たに設けるものでございます。本規則の改正については、令和2年第2回教育委員会定例会の第5号議案で、東京都台東区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の中で、教育委員会規則で定めることについて、意見聴取し、その後、第1回区議会定例会で条例改正が可決されたものです。

具体的には、業務を行う時間から、正規の勤務時間を差し引いた、いわゆる時間外の在校等時間の上限を設け、その上限は一月で45時間、1年で360時間となっております。

また、一時的、または突発的に所定の勤務時間外に業務を行う必要があると教育委員会が認める場合には、1月で100時間未満、1年で720時間、二月から六月のそれぞれの期間に

において、1月当たりの平均時間は80時間、1年のうち、45時間を超える月数は6月としたものです。なお、この上限時間は文部科学省が示した上限時間と同様の設定でございます。

次に、別記様式ですが、ページでいうと6ページからになります。さまざまな様式がございますが、これらは、産業標準化法の施行に伴い、各様式の最下段右側でございます。「日本工業規格A列4番」これを削除し、また、別記様式第1号右上段にあります。教頭等印を、副園長印に改めます。

付則でございますが、令和2年4月1日から施行するものでございます。

本案につきまして、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、これより採決をいたします。本案については、原案どおり決定いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、原案どおり決定いたしました。

#### 第14号議案

○矢下教育長 次に、第14号議案を議題といたします。庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 それでは、第14号議案、東京都台東区幼稚園教育職員の給与の減額を免除することができる場合の基準に関する規則の一部を改正する規則について、ご説明をさせていただきます。本案は、新型コロナウイルス感染症に関して、総務省の新型コロナウイルス感染拡大防止において、出勤することが著しく困難であると認められる場合の休暇の取り扱いについてを受けまして、改正を行うものでございます。

恐れ入りますが、新旧対照表をご覧ください。これまでは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による交通の制限・遮断のみが規定をされておりましたが、改正後は、政令等による就業の制限、感染を防止するための協力や検疫法による停留を加えたものでございます。

本規則は、公布の日から施行し、人事委員会規則の任命権者が職員の給与の減額を免除することができる場合の基準の一部を改正する規則の施行の日の令和2年3月2日とし、遡及で適用するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、原案どおりご決定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 これより採決いたします。本案については、原案どおり決定いたしたいと思いをします。

これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、原案どおり決定いたしました。

#### 第15号議案

○矢下教育長 次に、第15号議案を議題といたします。庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 それでは、第15号議案、東京都台東区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則につきまして、ご説明をさせていただきます。

新旧対照表をご覧ください。第2条でございますが、会計年度任用職員制度の導入に伴いまして、職員が退職し、引き続き、会計年度任用職員になった場合、この規則の期末手当の支給対象外とするものでございます。なお、会計年度任用職員につきましては、別の制度によりまして、期末手当が支給をされるということになります。

第5条でございますが、平成21年12月支給分の期末手当から制度改正が行われ、無休の妊産婦給与職免は欠勤等を日数としない取り扱いとなっておりますが、規定上、無休職免から除かれていなかったため、今回規定の整備を行うものでございます。

施行日は、令和2年4月1日といたします。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、原案どおりご決定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 これより、採決いたします。本案については、原案どおり決定いたしたいと思いをします。

これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、原案どおり決定いたしました。

#### 第16号議案

○矢下教育長 次に、第16号議案を議題といたします。指導課長、説明をお願いします。

○指導課長 それでは、第16号議案、東京都台東区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について、ご説明申し上げます。本案は、文部科学省告示の、公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針等に基づき、必要な規定整備

を図るため、提出するものでございます。

それでは、下の新旧対照表をご覧ください。

まず、第6条の2、下の第6条の4ですが、こちらは、東京都が栄養教諭の人材育成、及び各地区における食育推進体制のさらなる強化を図るため、栄養教諭の上位職として、主幹栄養教諭及び主任栄養教諭の職を設けるものでございます。

次に、第25条ですが、先ほどの第13号議案、幼稚園教職員の勤務時間の上限設定と同様に、文部科学省指針を受け、小中学校の教育職員等の業務量の適切な管理を行うための本則を新たに設けるものでございます。時間外の在校等時間の上限は、先ほどご説明いたしました、幼稚園教育職員と同様でございます。

本規則は、令和2年4月1日から施行するものでございます。

本案につきまして、よろしくご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしく願いいたします。

○矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

○垣内委員 第6条の4についてですが、特に高度な知識・経験を必要とすると書いてありますが、何か基準というか、メルクマールというものはあるのでしょうか。

○指導課長 教諭から主任教諭の選考の場合には、課題が与えられたものに対して、論文を提出することになっております。その論文の中身を選考の対象として、高度な知識・経験を必要としている職としてふさわしいかどうか、東京都教育委員会のほうで判断いたします。

○神田委員 教員と同じような選考試験ではなく、論文を出すだけということですか。

○指導課長 現在のところ、その選考の方法については、具体的なところは示されていないところではございます。

○矢下教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 これより、採決いたします。本案につきましては、原案どおり決定いたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、原案どおり決定いたしました。

#### 第17号議案

○矢下教育長 次に、第17号議案を議題といたします。庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 それでは、第17号議案、東京都台東区教育委員会教育長の権限に属する事務の一部委任についての一部改正につきまして、ご説明をさせていただきます。本件は、地方公務員法の改正に伴いまして、4月1日から、会計年度任用職員制度が新たに導入されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表をご覧ください。非常勤講師及び非常勤職員という文言につきまして、会計年度任用職員という文言に修正をするものでございます。

付則でございますが、令和2年4月1日から施行といたします。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、原案どおりご決定くださいますようお願い申し上げます。

○矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 これより採決いたします。本案については、原案どおり決定いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、原案どおり決定いたしました。

#### 第18号議案

○矢下教育長 次に第18号議案を議題といたします。指導課長、説明をお願いします。

○指導課長 第18号議案、東京都台東区学校職員服務取扱規定の一部を改訂する規定について、ご説明申し上げます。本案は、工業標準化法の改正に伴い、規定の整備を図るため提出するものでございます。

別添の新旧対照表をご覧ください。出勤簿の様式中、最下段右側でございます、「日本工業規格B列4番」、こちらを削除するものでございます。

この訓令は、令和2年4月1日から施行するものでございます。

本案につきまして、ご審議の上、可決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 これより採決いたします。本案については、原案どおり決定いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、原案どおり決定いたしました。

#### 第19号議案

〈日程第2 教育長報告〉

#### 2 報告事項

(1) 庶務課 ア

(2) 指導課 ウ

○矢下教育長 次に、第19号議案を議題といたします。なお、関連する教育長報告の報告事項、庶務課のア及び指導課のウについても、一括して議題といたします。

まず、庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 それでは、第19号議案及び庶務課の報告事項ア、台東区教育委員会事務局及びその他教育機関の人事につきまして、ご説明をさせていただきます。

まず第19号議案につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、そして、東京都台東区教育委員会事案決定規定に基づいて提出をするものでございます。

恐れ入りますが、議案を1枚おめくりいただきまして、議案の裏面から次のページにかけましては、課長級から係長級までの昇任・転入・新所属等について、記載をしております。また、最後のページの2枚目の裏面のところでございますが、こちらには、参考といたしまして、教育委員会からの転出と退職について、記載をしております。

第19号議案についての説明は以上でございます。

続きまして、報告事項のアでございます。恐れ入りますが、資料の3をご覧ください。こちらでございますが、1枚目の表と裏面につきましては、主任と一般職員についての昇任・転入・新所属につきまして、記載をしております。

2枚目の表面につきましては、再任用及び会計年度任用職員について、記載してございます。最後の、2枚目の裏面につきましては、主任・一般職員につきましての参考といたしまして、転出及び退職を記載しているところでございます。

庶務課からの説明は以上でございます。

○矢下教育長 次に、指導課長、報告をお願いします。

○指導課長 では、報告事項のウ、令和2年4月1日付教職員異動状況について、ご説明申し上げます。

この異動状況につきましては、明日の新聞等で公表されるものでございますが、1枚目はその数字だけを掲載しているものでございます。職層別、校種別、内転・外転、外転出に分けたものでございます。

1点だけご説明申し上げますと、今年度の新規採用者数でございますが、一番下の表、教職員という表の教員の行の左から三つ目の3列目のところに、新規採用の人数の合計が記載されております。この19名という数字ですけれども、昨年度より27名の減となっております。このことは、昨年度と比べて小中学校の学級数の確定が比較的早くできたため、早い段階で欠員の報告を出すことができ、区外からの転入者で、多く補充ができたということが要因になっているかと思えます。

2枚目以降につきましては、後ほどご覧いただければと思います。

報告は以上でございます。

○矢下教育長 ただいまの説明及び報告につきまして、何かご質問はございませんか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 これより採決いたします。第19号議案については、原案どおり決定いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、本案については、原案どおり決定いたしました。また、報告事項の庶務課のア及び指導課のウについても、報告どおり了承願います。

〈日程第2 教育長報告〉

1 協議事項

(2) 生涯学習課 イウ

○矢下教育長 次に、日程第2、教育長報告に入ります。まずは協議事項を議題といたします。生涯学習課のイ及びウについて、生涯学習課長、説明をお願いします。

○生涯学習課長 台東区文化財保護審議会委員の委嘱及び退任委員に対する感謝状の贈呈について、ご説明申し上げます。

台東区文化財保護審議会委員の任期につきましては2年となっております。現任期は本日3月31日で満了いたします。この度、浦井委員と前野委員が退任されますが、その他の現委員からは、再任のご承諾をいただいているところでございます。

また、現在委員の方からご推薦をいただき、前野委員の後任に神奈川大学教授の内田先生、浦井委員の後任に徳川林政史研究所の浦井幸子先生から新任のご承諾をいただいております。そこで、記載しました委員名簿のとおり、審議会委員を委嘱するものでございます。

任期は、令和2年4月1日から令和4年3月31日まででございます。また、退任される浦井委員及び前野委員に対しまして、区の教育・文化の発展に寄与していただいた功績により、裏面のとおりに、教育委員会名で感謝状をお渡しする予定でございます。

ご報告は以上になります。よろしくご協議の上、決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

続きまして、資料2をご覧ください。令和2・3年度東京都台東区社会教育委員の委嘱について、ご説明申し上げます。本件は平成30年度・令和元年度の委員の任期満了に伴いまして、新たに令和2年度・3年度の新社会教育委員の委嘱を行うものでございます。

本件は社会教育法第15条及び社会教育委員の設置に関する条例に基づき、行うもので、委嘱期間は令和2年4月1日から2年間となっております。候補者9名につきましては、裏面に記載をさせていただいております。社会教育関係者として社会教育関係団体より2名、学識経験者として大学関係者4名、学校教育関係者として小学校・中学校・高等学校の各校長先生より1名ずつ、3名、それぞれ資料に記載の方々を委嘱を行う予定でございます。こちらの委員の方々と、今後活動を行っていく予定でございます。

ご報告については、以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○矢下教育長 ただいまの説明につきまして、まずは生涯学習課のイ、文化財保護審議会の委員ですが、ご質問はございませんか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 次に、生涯学習課のウ、社会教育委員について、ご質問はございませんか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、生涯学習課のイ及びウについては、協議どおり決定いたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

## 2 報告事項

### (1) 庶務課 イ

○矢下教育長 次に、報告事項を議題といたします。庶務課のイについて、庶務課長報告をお願いします。

○庶務課長 それでは、「区長への手紙」等にかかる教育委員会の対応につきまして、令和2年2月分について、ご報告をさせていただきます。資料4をご覧ください。

まず、学務課取扱分、5件でございます。いずれの5件も、新型コロナウイルス感染予防のために、小中学校・幼稚園等について、休校・休園の措置の対応を要望されている内容でございます。

そちらに記載のとおり、いずれも国・都あるいは区のほうの方針が出る前に届いた、2月25日・26日で受けたものでございます。それぞれ、回答を要するものについては、回答をさせていただいたところでございます。

恐れ入ります。1枚おめくりいただきまして、2ページをご覧ください。児童保育課取扱分1件でございます。新型コロナウイルスへの区立保育園の対応についてということで、この方も、1月31日に受け付けたものでございますが、区立保育園に子供を通園させている。新型コロナウイルスへの対応や考えを知りたいということのご要望をいただいたところでございます。

続きまして、指導課取扱分5件でございます。まず1点目でございます。中学校のダンス指導についてでございます。中学校の体育の授業でダンス指導が始まったが、踊ることのできる先生がいないのであれば、外部から講師を呼ぶなどして、きちんとした指導をしてほしいということのご要望でございました。

2点目でございます。小学校でのいじめ問題についてということで、子供の話を聞いて、

いじめと思える行為があると。差別的な発言が授業中にも行われ、先生もそれを止めないということで、危機的な状況であると。また、保護者には何の説明もなく不安だということで、いじめ問題の解決と、保護者への状況説明をお願いしたいというご要望でございました。

3件目でございます。小学校の欠席連絡についてでございます。区立小学校では病欠等の際に連絡ノートを近所の子供に渡して先生に伝えている。ただ、これは問題があるのではないかと。親は濃厚接触しており、親が保菌している可能性もあり、その親がノートを渡す際に感染させるリスクがある。教育者と保護者とのコミュニケーションは非常に重要であり、病気のときは密に連絡する必要があるということで、ノートだけで終わらせるのではなく、別のツールを使った連絡方法を検討して欲しいというご要望でございました。

4点目でございます。学校、幼稚園等の行事中止についてということで、これは2月25日に受け付けたものでございますが、3月から謝恩会や卒園式など、人が大勢集まる行事が多数ある、外部からは100人以上の来賓が参加するというところで、以前にも発熱しているにもかかわらず参加した保護者がいて、感染したこともあったので、これは一律に中止をして欲しいというご要望でございました。

3ページ目でございます。新型コロナウイルス感染への区立小学校の対応についてということで、これも2月25日に受け付けたものでございまして、区立小学校に子供が通学をしているが、1/2成人式という企画があって、父母や祖父母も集めて行うということですが、新型コロナウイルス感染症のリスクが高まっており、予防という観点からイベントの中止をして欲しいというご要望でございました。

続きまして、スポーツ振興課取扱分、3件でございます。1点目でございますが、台東リバーサイドスポーツセンターテニスコート利用手順についてということで、利用の申込にあたりまして、現地に支払いに行かなければならず不便だということで、振り込みなど仕組みを考えてほしいというご要望でございました。

続きまして、2点目でございます。台東リバーサイドスポーツセンター野球場でのフットサル利用についてということで、野球場が有効に利用されていないと感じるので、フットサルでの利用を検討してはどうかというご要望でございました。

最後でございます。生涯学習センタートレーニングルームの細菌感染対策についてということで、これは2月9日付で受け付けたものでございますが、トレーニングルームの入口で、下足から運動靴への履き替えが励行されるべきではないかと。履き替えが行われていないように感じる。高齢者は抵抗力が低下しているため、ウイルス感染等しないよう対策をとってほしいというご要望でございました。

それぞれ、回答を要する案件につきましては、記載のとおりご回答をさせていただいたところでございます。

「区長への手紙」等にかかる令和2年2月分の教育委員会の対応についての説明は以上でございます。

○矢下教育長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんか。

○高森委員 2ページ目の指導課取扱分のうちの2番目と3番目ですが、小学校でのいじめ問題については、事実確認はなさっていらっしゃるのかどうか。

それから、その下の欠席の連絡について、これは本当に難しい部分がたくさんあって、朝、急に具合が悪くなって、連絡ノートを渡したいけど、みんな学校に登校してしまって渡せないといったこともあるので、別のツールを使った連絡方法の検討というのはなさるのかどうか、そのあたりを伺いたいのですが。

○指導課長 では、まず、いじめ問題のことについてですけれども、こちらを受理いたしましてすぐ、2月19日に指導主事を派遣いたしました。管理職からの聞き取り、それから授業視察、それから管理職への指示、この3点を実施しているところでございます。

まず、聞き取りからですけれども、この要旨にあります、差別的発言があったのに注意をしなかったということについては、当該児童がほかの子が発言をしているときにそれを否定するようなことを言ったのだけれども、その場で指導しないで、授業が終わった後に個別に指導していた。なので、ほかの子供たちには、それは悪いことじゃないんじゃないかと思われるような指導をしてしまったということを確認しており、その件については管理職から指導してもらおうよう、依頼いたしました。

また、視察をした結果なのですけれども、状況として、危機的状況というような、いわゆる学級崩壊という状態ではありませんでした。ただ、場面によっては私語が多くなってしまって、担任がそれを制止するというような状況があったので、恐らく1日の中でそういう場面は幾つかあるのではないかというふうに思いました。これも担任の指導の仕方次第では改善するものだろうというふうに思いました。

問題のいじめに関してですけれども、これについては、管理職のほうにアンケートの実施、それから一人一人の個別面談を依頼し、その場ではすぐ結論が出ませんので、後日その結果を報告していただいたところ、アンケート、それから全員面談から、そのいじめというような実態は出てきませんでしたので、思っている、そういう受けている子がいじめられていると思っている子がいるかもしれないという危機感を持って、常に対応してくださいということをお願いし、保護者への説明につきましても、2月の段階ですけれども、年度末にでも説明をするように指示をしたところでございます。

3点目の連絡方法ですけれども、この、おっしゃっている方の言っていることはもっともな点がございます。ですので、2月の連合校園長会におきまして、こういうようなお悩みの方がいらっしゃるということで、小学校のほうでも電話連絡での受理、あるいはファクシミリでの受理などを検討するとともに、そういう、さまざまな方法があるということ、保護者の方にお伝えすることが大事ですよということで、連絡をしたところでございます。

○神田委員 指導課取扱分の1番目のところですけど、ストリートダンスのような踊りというのが、学習指導要領などにはどのような扱いになっているのかということもあり、も

しそういう扱いがなければ、外部講師を呼ぶというよりは、適切なものを行ったほうがいいのではないかと思います。

それから3件目の、欠席の連絡についても、ほかのツールということで、ぜひ考えていただけたらと思います。

確実性がないし、きちんと連絡がとれなかったりするので、不適切だということで考えていた時期もありました。いろいろな方法がありますので、接触しないで確実に届く方法をぜひ考えていただけたらありがたいと思っています。

**○指導課長** 1点目の中学校のダンスについてですが、幾つかの、年間指導計画上、ダンスをやっている学校に聞いて、それで学習指導要領上のことについて確認をしたところ、学習指導要領を逸脱しているものではないということがわかりました。

ただ、やはり得意分野と得意でない分野というのがあります。都教委や文科省のほうでダンスについての指導方法の教授本がありますが、それを見ながら教員も勉強して指導しているということで、恐らくご指摘の方におかれましては、ダンスに関して非常に精通されている方かなというふうには思うのですが、できるだけそういう指導が教員から主導的にできるように指導してまいりたいと思います。

欠席の連絡につきましては、先ほどお答え申し上げたとおり、まずは電話というのが一番、まず一つ目としてはいいのではないかなというふうに思っております。

**○末廣委員** この方は学校へ直接問い合わせは不安があるという言い方をしていますが、そういうことを言われて学校としても不本意だと思います。何でそんなことを言われるのかという感じで、その信頼関係がないのかなと思うのですが、いろいろとお調べになって、実際にどういう感じなのでしょうか。

**○指導課長** 匿名ですので、どなたかというのはわからないところなのですが、学校に直接言うことができないので、指導課のほうにご連絡をいただくという保護者の方は、多数いらっしゃいます。

やはり、保護者の中には、学校に直接質問をしたり、あるいはご意見を言うことによって、自分自身がもしかして学校からいい思いを持たれなくて、我が子にその影響が行くのではないかなというふうに思われる保護者の方も、やはり少なからずいらっしゃるかと思います。

学校としては、やはりそういうことは全くなく、いつでも何かあったら言ってくださいというふうには言っているのですが、やはり保護者の感情としては、そういうものが拭い切れないところはあるのかなというふうには思います。

**○末廣委員** やっぱりなかなか難しいですね、そういうことはね。

**○矢下教育長** よろしいでしょうか。

(なし)

**○矢下教育長** それでは、庶務課のイについては、報告どおり了承願います。

### 3 その他

○矢下教育長 次に、その他事項についてでございます。

お手元に資料を配付させていただいております。後ほどご覧いただければと思いますが、ご質問や補足の説明などはございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 その他、何かございますでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、会議の冒頭に申し上げましたとおり、これより教育長報告の協議事項、庶務課のアについて、聴取いたしたいと思います。

恐れ入りますが、傍聴人の方はご退室をお願いいたします。

(傍聴人退室)

#### 〈日程第2 教育長報告〉

##### 1 協議事項

###### (1) 庶務課 ア

○矢下教育長 それでは、日程第2、教育長報告の協議事項を議題といたします。

庶務課のアについて、庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 それでは、新型コロナウイルス感染症への対応につきまして、口頭にて、まずは庶務課のほうから前回3月9日教育委員会開催後の動きについて、ご説明をさせていただきます。

まず、区立小学校、中学校、幼稚園、こども園・保育園の卒園式・卒業式などにつきましては、感染予防のため規模を縮小、また時間の短縮などを行いまして、無事にとり行うことができました。また、修了式等につきましても、各学校園におきまして、それぞれ感染予防対策を行い、実施をしたところでございます。

次に、3月23日に開催されました、第5回台東区新型コロナウイルス感染症対策本部会議におきまして、3月23日に行われました都知事の記者会見において、感染拡大傾向にある地域であるとの発言を踏まえ、区の対応の延長について、学校の休校については春休み期間までとしていたものを、文部科学省により指針が公表される予定であり、都の新学期からの開始の通知を確認した上で対応をすると。区有施設の休館及び一部サービスの停止については3月31日火曜日まで休館等を実施としていたものを、都のイベント等の方針に合わせて、4月12日の日曜日まで延長をする。イベントについては、当面区主催のイベントを原則中止するとしていたものを、原則中止を継続すると、それぞれ決定をされたので、教育委員会においても、対策本部の決定に基づき対応を行ってきたところでございます。

それでは、各課から現時点での対応状況について、順番にご説明をさせていただきます。

まず指導課長からご報告の後は、行政順に学務課、児童保育課という形で進めさせていただきたいと思っております。指導課長からご説明させていただきます。

○指導課長 それでは、現在の都内・区内の感染状況について、ご報告申し上げます。3月30日、昨日段階で、東京都内の感染者数は443人と発表されています。これは、クルーズ船の感染者を除いた数でございます。

一方、本区でございますが、すでに報道されておりますとおり永寿総合病院にて、3月25日に最初の感染の確認がされており、昨日段階では、報道によりまして96名という数字が出ております。この数字につきましては、報道の者によりまして数が若干違うところがあります。何を感染者数と定義するかによって違っているのかもしれませんが、一つの情報として96名となっております。

また、特別養護老人ホーム谷中、こちらで昨日2名の感染者の確認がされたところでございます。

これらを受けまして、昨日区長も重大な状況だということでメッセージを出したところでございます。

委員の皆様には、事前に3月27日付の教育活動の再開に向けての通知を送付させていただいたところでございます。

ただし、27日に送付はさせていただいたのですが、その翌日、28・29・30と、その三日間の間に、延べ40名の区内の感染者数が増加という、急激な増加を迎えているというところでございます。

そこで、始業式・入学式の日程変更についてということでございますが、本区における新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を鑑み、幼稚園・小学校・中学校を、概ね2週間の臨時休業といたします。

「概ね」とさせていただいたのは、若干幼稚園がちょうど2週間ではないというところで、概ねとさせていただきます。

ただ、今後の国の専門家会議が今週中に開かれるというふうに聞いております。また、東京都、あるいは東京都教育委員会も何等かの通知を出すというような情報もございます。それらにより変更となる場合もございますが、当初、本委員会でご報告いたしました入園式や入学式の日程でございますけれども、臨時休業後という、右側の日程で始業式、入園式を実施していきたいというふうに考えております。

それでは、2枚目をご覧ください。2枚目は明日付で本区のホームページのほうに掲載をしようと考えている、新型コロナウイルス感染症の発生による臨時休業のおしらせでございます。

まず最初は、年度末の休業期間中に関するご協力のお礼を述べております。その後、区内においては新型コロナウイルス感染症の拡大が続いているということを確認した上で、区長のお言葉を借りまして、その大変厳しい状況を受け、以下のとおり臨時休業の措置を取ることといたしましたということで、先ほどの期間と同じでございます。

なお、今後変更が生じる場合もありますということも述べております。

保護者の皆様には、毎朝お子様の検温をお願いしています。区民や事業者等の皆様も、ぜひ皆様ご自身の体調をご確認いただき、すぐれない場合は保健所に相談をしてくださいということで、区民向けですので、皆様も体調をご確認くださいということを書いていきます。

国の専門家会議の言葉を借りまして、短期的収束は考えにくく、長期戦を覚悟する必要があるとの見解もあり、先が見通せない状況ではありますが、今後も国の専門家会議の提言や文科省・都教委の通知を受けて、その都度、適切に対応してまいりますというふうに述べています。

四角の中ですけれども、これは台東区教育委員会からのメッセージという形になりますけれども、感染を拡大させないために何ができるかを一人一人が考えて行動することが大事です、感染者がいた場合、それを最小限にとどめなければならないということ、医療の提供体制の範囲内に感染者数をおさめ、感染された方々、特に高齢者・基礎疾患のある方々が重篤化しないようにすることが重要です。

特定の地域で感染者が出たなどのデマがSNS等で拡散される事例も起きています。感染者・濃厚接触者とその家族、この感染症の対策や治療に当たる医療従事者とその家族に対する偏見や差別につながるような行為は断じて許されませんとした上で、学校での人権教育・情報活用能力を図っているので、ご協力いただけたら助かりますということを書いていくところです。

続きまして3枚目は、明日付で各学校園でそのホームページに掲載する保護者あてのものでございます。

各学校園でも臨時休業のおしらせということを出しますが、下の3行のところ、4行目の一番最後からですけれども、保護者の皆様には趣旨を十分にご理解いただくとともに、各ご家庭でも感染を拡大させないため、また、感染による被害を最小限に留め、感染された方々というふうに、先ほどのメッセージの部分の一部分をここに掲載して、休業期間のところに始業式・入学式や入園式の日程というものを明記しております。

3番の留意事項のところでは、今まで言われていることですが、相談センターに相談をするような状況のこと、それから検査を受けた場合はご連絡をしてくださいということ、それから3番目は、なるべく自宅で過ごしてくださいということ。裏面に行きまして、(4)では、毎朝お子さんの健康管理をしてください。それで、感染リスクの低い行動をとってくださいということ。外出する際も、こういうような場所も、これもいろいろ言われていることですが、行かないようご協力ください。あとは、接触感染のことですが、何らかのものに触れた場合に、手洗い・アルコール消毒液で手指を消毒するという、そういう習慣が身につくよう、お子さんにもご指導くださいということ。

また、健康保持の観点から、これも文科省が言っていたことですが、日常的な運動は、ご家庭の判断において行うことは可能ですけれども、東京都教育委員会や国の言葉

を借りれば、3密は避けるようにということも述べております。

項番の5で、保護者の都合で、自宅で過ごすことが困難な幼児・児童の受け入れについてということで、保護者が感染症対策に従事している、消防・救急・警察・交通・行政・医療等の職員だったり、ご家庭の状況により、どうしても就業の都合をつけられない場合には、学校園にご相談ください。ただし、5・6年については原則自宅待機としていますということです。(2)で保護者が休みを取りやすくなる環境を整えているので、ご家庭の体制を整えてくださいということをお願いしています。

項番6のその他ですけれども、実はこの(1)の最初ですけれども、本区において新型コロナウイルスの濃厚接触者や罹患者が発生してから、SNS等による心ない誹謗中傷が実際に発生しております。永寿総合病院の看護師さんの保護者の方に、メッセージアプリで「あなたのお子さん明日行かせないでしょ」とか、「だから早く検査しなさいと言ったじゃない」というようなものも出ています。ですので、発生していますとした上で、先ほどもメッセージにもありましたけど、断じて許されませんということを書いております。

それで(2)ですけれども、各学校のホームページや、台東区のホームページをよく見てくださいと、また、教育活動再開に向けて、手づくりマスクを作成していただけると助かりますということも述べています。ただ、この手づくりマスクをつくるにしても、今、ゴムも手に入らないとかというような状況があるみたいで、それも難しい状況かもしれませんけれども、そのようなお願いをしております。

最後ですけれども、これは、学校園長あてに送付するものですので、これは校長、あるいは園長への、管理職への指示ということになります。

保護者のほうに記載されていることと重複することになっておりますけれども、こちらはご覧いただければと思います。

指導課からは以上でございます。

**○庶務課長** 引き続きまして、各所管のほうから現在の対応状況と、あと、現時点での今後の対応について順番にご説明させていただきます。それでは、学務課長からお願いいたします。

**○学務課長** 学務課におきましては、これまでコロナウイルスにおける事業の影響が、大きく三つございました。一つ目、学校給食の停止により食材をキャンセルしたということが発生しておりますので、その発注の取り消しができなかった食材の調査を行い、11校に30万円程度、区として負担をさせていただきました。

続きまして、2番目、就学援助の対象者への給食費支給額についてでございます。本来の給食費の支給につきましては、給食を提供した日数分の支給となります。3月につきましては、1日分のみ給食を提供しておりますので、本来であればその1日分の支給となりますが、長期的な休校となるために、児童生徒への影響を鑑み、1カ月分の給食費を支給しているところでございます。

3番目でございます。幼稚園での給食の試行の延期についてでございます。本委員会で

もご報告をさせていただきましたが、幼稚園で4月1日より、給食の試行を行う予定でしたが、3月に保護者への説明や希望調査等を予定しておりましたが、登園者が減少したために、4月以降、改めて保護者への説明等を行い、5月以降の実施を予定しているところでございます。

続きまして、今後の予定でございます。先ほどの指導課からの報告、幼稚園部分の関連ですが、こども園につきまして、区立こども園につきましても、幼稚園と同様に4月20日以降に入園式・始業式等を実施するように調整を行っているところでございます。

以上でございます。

**○児童保育課長** では、続きまして、児童保育課からは、保育園の状況をご報告いたします。認可保育所等につきましても、現時点では通常どおりの開所となっております。区立園の出席状況を見ますと、以前ご報告したときと同様、約8割を超えるくらいの登園率ということで推移しているところでございます。

また、先日私立園の園長先生とお話しする機会があったのですが、私立園のほうでは、感覚的には従来と同じくらいの感じで登園をされているというようなことをおっしゃっていらっしゃいました。

あと、保育園の場合、その1カ月間丸々登園しない場合に、保育停止という手続きがあるのですが、その手続きをすると、その月は保育料がかからないという手続きなんですけれども、これは区立園・私立園全体の数字でございますが、3月中は登園を控える、丸々登園を控えるということで、その保育停止の手続きをされた方は、現時点で95名となっているところでございます。

なお、育休中の方で、今度の4月の入園をするという方がいらっしゃいますけれども、通常ですと4月中に復職していただく、職に戻っていただく必要があります。そうしないと内定を取り消すといったようなことがあるのですが、今般の状況を踏まえまして、育休が延長される方につきましても、5月までに復職すれば入園の内定を取り消さないことといたしました。このことにつきましても、4月入園の方全員に、先週ですが、そのおしらせをお送りしたところでございます。現在そういった、その延長される方のお申し出の受け付けをしているところでございます。

今後についてでございます。区立園は当初、4月2日に入園お祝い会を予定しておりましたが、保護者の就労の都合ですとか、また先ほどご説明したとおり、育休を延長される、復職を遅らせる方もいらっしゃるということを踏まえまして、区立保育園の入園お祝い会は今年度は中止としたいと考えております。なお、園児の受け入れについては、特にその入園お祝い会後でないとはだめということでは、これは従来からそうではないということで、4月1日から予定どおり受け入れをしていくということにしております。

児童保育課からは以上です。

**○放課後対策担当課長** 放課後対策でございますが、小学校の臨時休業に伴いまして、こどもクラブにつきましても、放課後からではなくて、1日を実施してまいりました。こど

もクラブ以外の児童につきましては、小学校のほうで就業の都合がつかないであるとか、事情がある方については受け入れを行っておりますので、その学校の受け入れが終わった後に、児童館のランドセル来館を登録している児童につきましては、児童館の利用、放課後子供教室実施校におきましては、学校の受け入れ後、受け入れるという形でやらせていただいております。

こどもクラブのほうに戻りまして、こどもクラブの3月の育成料につきましては、調整をしていただいて、新型コロナウイルスに対応して利用休止をなさった方、丸々1カ月の場合もあるでしょうし、数日利用された方につきましても、新型コロナウイルスに関連して一部利用休止をしたというお申し出をいただきまして、その方につきましては育成料の負担をなしという取扱いをさせていただいております。

3月、通常の春休みの期間に当たる部分につきましては、こどもクラブは通常どおり1日保育をさせていただきまして、児童館のランドセル来館につきましては、通常は春休みは実施しないのですが、児童館が3月3日から4月12日までお休みだということもありますので、児童館のランドセル来館登録児童につきましては、児童館のほうで受け入れを行っております。

放課後子供教室につきましては、春休み期間中は3月中のみ実施ということでやらせていただきましたので、3月の春休み期間につきましました。1日運営、8時からの受け入れということでやらせていただいたところでございます。

今後につきましてはですが、4月のはじめの通常の春休み期間中は、こどもクラブのほうは通常どおり1日育成、児童館のランドセル来館児童については、これまでと同様の受け入れの仕方をします。

今回小学校が6日から19日までの臨時休業するにあたりまして、こどもクラブにつきましては、1日育成をさらに引き続き行うという予定で考えております。

放課後子供教室のほうは、現在検討中ではございますが、同様に学校のほうの受け入れを認めた児童に対しましては、実施校で学校の受け入れの後、受け入れるということを考えています。あわせまして、児童館のランドセル来館登録児童につきましても、児童館は休館ではございますけれども、学校での受け入れの後、受け入れるということで考えております。

実施方法の詳細については、現在検討している部分もございますので、また何か別の、きちんと決まった際にお知らせしたいと思います。

以上です。

**○教育改革担当課長兼教育支援館長** まず、教育改革のほうからは、3月2日以降、学校園の教育活動で実施される予定であったキャンパスプランや魅力ある教育活動については、速やかに、学校と同じように実施できませんでしたので、事業者のほうにご理解を得ながら現在に至っております。4月以降につきましては、指導課からあったとおり、学校園がずれて始まるというところで、当面はやはり、その間に事業者との調整とか日程調整がご

ございますので、1学期の間は実施を見合わせようと考えております。落ちついたときに、改めて学校園のほうに日程調整をした上で、関係する事業者等と調整をして、日程を決めていきたいと思っています。

支援館でございますが、簡単に申しますと教育委相談やきこえとことばの相談、こころの相談室等に関しては、緊急性があるものを除いて実施はしておりません。

現在、職員は勤務しているので、電話相談とか緊急的な相談には対応できるような状況をつくっているところでございます。

そして、あしたば学級やふれあいパートナー等、不登校に関するものでございますが、3月2日にあわせて、あしたば学級も終了してございます。現在は職員が出勤しておりますが、特段何か対応をするということはございません。ふれあいパートナーについても、ちょうど2月末で終了しております、何もしてございません。そして、6階の学校教育情報室でございますが、生涯学習センターの動きと合わせて、4月12日まで、現段階では閉鎖しているというような形になっております。

そして、特別支援教育支援員の配置事業につきましては、本来であれば勤務を要しない日であるのですが、勤務を要する日ということにして、各学校園のほうでお勤めをいただいていることとなります。実際には、支援のための打ち合わせや研修等を行って仕事をいただいているというような状況でございます。

そして、スクールソーシャルワーカーにつきましては、3月、定期巡回の予定が3件ありましたが、それは全てキャンセル。家庭訪問が2件ございまして、それは卒業式に向けての、いわゆる登校支援というようなところで、立ち合いというところでございますので、この2件は実施してございます。

それ以後、現段階のところでは、特段何か対応はございませんが、こちらについても緊急な要件に関しては、速やかに対応できるような体制は取っているというところでございます。

そして、日本語講師の派遣事業につきましても、3月2日の午後以降、原則派遣は中止を業者のほうに伝えてございます。ただ、学校に登校する可能性のあるお子様もいるということを業者にお伝えして、個別的な申請があれば学校に派遣する旨は伝えてございます。ただ、実際には、派遣要請はございませんでしたので、実績はゼロでございます。

最後に、幼児の体力向上支援についてですが、3月実施予定だった3園ですが、実施しなかったところが2件、1件だけはぎりぎり実施できたというような状況でございます。

4月に向けては、一応業者は新しく選定されているのですが、この状況を鑑みながら、下準備だけは進めていただくというような、日程調整とかというところはしていただこうかなというふうに思っております。

改革と支援館からは以上でございます。

○生涯学習課長 続きます、生涯学習課でございます。生涯学習課ではコロナウイルス対策といたしまして、2月22日から3月にかけて約70の講座等の事業を中止したところ

でございます。

主な事業といたしましては、ミレニアムホールで実施しております、「おとあそび♪親子音楽会」や、ジュニアオーケストラ・上野の森ジュニア合唱団の各コンサートなどを中止させていただいたところでございます。

生涯学習センターの施設におきましては、個人でご利用いただいている諸室、マルチメディアルーム、もしくは個人向けの学習室、スポーツ振興課の所管ではございますが、トレーニングルームなどにつきまして、2月28日から4月12日まで利用を休止とさせていただいているところでございます。

また、生涯学習センター・社会教育センター等の貸室・会議室などの貸室につきましては、3月までは事業実施につきまして、区の基本的な考え方をお伝えした上で利用者の判断によって利用を行っていただいていたところではございますが、4月1日から12日までは、貸室についても利用を休止する予定でございます。

なお、2月22日から3月30日現在までの利用状況といたしましては、生涯学習センターで約52%ほど、社会教育センター、社会教育課で約37%ほど。30年度の利用率、比較いたしますと、ともに2割程度利用率が低下しているという状況でございます。

生涯学習課については以上でございます。

**○スポーツ振興課長** スポーツ振興課でございます。まず、スポーツ施設の部分でございます。個人利用につきましては、2月28日から4月12日まで、これはもう休止としているところでございます。

影響としましては、約2万2千人くらいの影響はあったという見込みになっています。一方で、予約をして利用している部分、体育館であったり、野球場・テニス場につきましては、従来どおり利用者の判断ということで、使用を認めていたところではございますが、明日から、やはり4月12日までは、それも休止ということでございます。

今後区の方針、延長になれば同様に延長していくということで考えております。以上でございます。

**○中央図書館長** 図書館でございます。図書館では利用者の滞留防止のために、本年2月29日から現段階で4月12日まで、閲覧席の使用と、書架への立ち入りなど、一部業務を中止してございまして、予約した資料の貸出・返却のみにサービスを縮小してございまして、それに伴いまして、来館者数は約65%減少をしているところでございます。

そのほかイベントにつきましても、4月12日までおはなし会などのイベントの中止、そのほかもう1点、4月後半のほうに文学散歩、観光ボランティアさんをお願いして文学散歩をやる予定だったのですが、そちらのほうも残念ながら、中止とさせていただいております。今後のイベントについては、また様子を見て考えていくといったところでございます。

一方、学校が春休みまで休校となったことに伴いまして、子供たちに本を読んでもらうための工夫として、まず、自宅でも本が選べるように、ホームページにおいて、PDFの画像をつけた、年代別のおすすめ本パンフレットを掲載していますほか、保護者やお子さん

が本を選ばなくて済むように、福袋のような形で、土日限定で、年代別のおすすめ本パックの配付を3月7日から開始いたしたところでございます。

今後につきましては、現在、実は貸し出しをするときに、土日においては5人程度並ばれることもございますので、その際には間隔を開けて、下に目印をつけて、間隔をあけて立っていただく等の対応を、今考えているところでございます。

以上でございます。

○庶務課長 補足等の説明はよろしいですか。

(なし)

○庶務課長 それでは、新型コロナウイルス感染症対策についての報告は、以上でございます。

○矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございますか。

○垣内委員 単純に考えて、2週間休業するのですが、そうするとその分は今後どういうふうになるのでしょうか。終わりがまた2週間ずれるのでしょうか。それとも何か祝日もやるとかなのでしょうか、というのがまず1点です。

あともう一つはお金の関係で、例えば、こどもクラブってどのような費用負担があるのでしょうか。コロナでお使いになる方は負担なしということなのか、それとも通常ベースの方はみんなこの期間は負担なしになるのか。つまり、それぞれの関係で、いろいろとお金のやりとりが出てくるかと思うのですが、それはだれがどういうふうに負担するのか、原則どんな考え方なのか。細かい点はいいのですけれども、原則的な考え方だけ、教えていただければと思います。

○指導課長 垣内委員が最初におっしゃられたように、1学期の終業式を遅らせるということを考えております。2週間臨時休業したので、ぴったり2週間とするかどうかというのはまた別ですけれども、そのちょうど切りのいいところということで、そこを延長して補完するといった形です。

○放課後対策担当課長 こどもクラブにつきましては、学校登校日については、放課後からの利用になるのですけれども、今回1日保育になったことによって、保護者の負担というのは、基本的には月額制ですので、変わってはおりません。ただ今回、先ほど少し申し上げましたとおり、3月分の育成料につきましては、自主的に利用自粛をされる方などもございました関係で、3月分につきましては、新型コロナウイルス対策ということで、利用しなかった日が1日でもあれば、3月分の育成料は頂きませんということで、お申し出をいただくような取り扱いにしています。そのお申し出があった方については、育成料はご負担なしという形でさせていただきました。

これが利用されている方のお金の関係です。

こどもクラブについては、1日育成になったことにより、育成時間が長くなっておりますので、事業者の人件費であるとか、多少負担が増えておりますので、その分につきましては、その分のかかった費用について、追加で契約をしてお支払いをするというような形

で、こどもクラブについてはやらせていただいております。

今後のことについては、現在、検討中でございます。

以上です。

**○末廣委員** 二つあるのですが、一つは行事はどういう対応をしていくのか。それからもう一つは、もし保護者とか園・学校の児童生徒が、もし感染したときに、教育委員会としてはどういう対応をしていくかというマニュアルみたいなものをつくっているのでしょうか。

**○指導課長** まず、27日付で年度当初についてということで委員の皆様にご送付いたしましたけれども、その内容よりも、かなり厳しい内容で、やはり1学期は過ごしていく必要があるかと思えます。例えばその中で、体育の授業については、なるべく接触しないようにとかというようなことがありましたけれども、これはもう厳密に、年間指導計画を組み替えてというような形になったり、あるいは、人が集まるというようなことを避けるために、例えば運動会については、やはり1学期の実施はもう難しいのではないかなというふうに思います。

今度再開するにあたり、指導課としての考え方を校園長のほうに示していこうと思っております。

このような方向になりますよということについては、昨日の段階で、幼稚園長会や小学校長会・中学校長会などへお示しした内容よりもかなり厳しくなりますということは申し上げ、これはもう、校園長もそれは仕方ないなというふうに考えています。ですので、2学期に相当の行事が集まってきますので、校園長先生方には、どれもこれもというのは、多分無理だと思いますから、これはもうやらないものはやらないというふうに、やはり保護者へも説明をして、ご理解いただくようお願いいたしますということであります。

2点目の、児童生徒・幼児で感染者が出た場合ですけれども、これはマニュアルというよりも、その段階で保健所のほうが介入してまいりますので、保健所が一定の基準を出して、例えば、学校全体あるいは学年であるとかというようなことを教育委員会に、いわゆる指示をしてきます。それを受けて、教育委員会として、それ未満の対応というのは絶対にできないのですけれども、例えば、保健所が、1年生だったら、1年生だけの学年閉鎖にしようというふうに言ったときに、教育委員会として、それを拡大して、それでは2年・3年・4年の保護者だって心配だろうということで、もう学校を臨時休業にしようというふうに判断することは可能かというふうに聞いております。

**○末廣委員** その保健所の指示を受けて、それ以上の対応は、教育委員会としてできるということですか。

**○指導課長** 保健所は、いわゆる疫学的な助言をしていただきますので、それは最低限、守らなければ絶対にならないと思います。ただ、区民感情、あるいは保護者感情というものもやはりありますので、その点は、やはり教育委員会としても考慮はしなきゃいけないかなというふうに思っております。

**○神田委員** この2週間遅らせるという判断は、本当にいいなと思うのですけれども、後

ろに持ってくるということは、夏休みを遅らせるということでしょうか。

○指導課長 夏休み開始が遅れるということになります。

○神田委員 夏休み開始ですね。そうすると、保護者には始業開始を遅らせることと同時に  
お伝えをするということですか。

○指導課長 それは、学校再開に向けてのところで、保護者の方にはお知らせをする方向  
になります。

○神田委員 2週間遅らせた場合、その間の学習をどうするかと思ったところです。小中  
校長あてのほうでは、臨時休業中の教育活動について、自宅学習とかが書かれていますが、  
保護者に配るところには書かれていないですね。新年度だから何もわからない、まして  
や入学する児童生徒はまだどういう扱いにするかということもわからないと思うのです。  
延ばすということがわかっていれば、それでもいいのですけれども、その辺の考え方を教  
えていただきたいのと、これからますます状況が悪く、悪化していくんじゃないかなと予  
想されますので、先手を打った対応や、最悪の事態を想定した考え方をぜひ早目に示して  
いただくと安心かなと思っています。

○指導課長 ごもつともだと思えます。校長たちには、終業式が恐らく遅くなることにな  
りますということで、それはそうでしょうねというふうには言っていますけれども、保護  
者の皆様にとってみれば、この2週間が、そっくり勉強できなくなっちゃって、というよ  
うなご不安もお持ちかと思えます。

ですので、学校再開に向けてということにつきましては、なるべく早く学校にも、そし  
て保護者にもお知らせをしていきたいというふうに思っております。

○高森委員 先ほどいろいろとご説明いただいた中で、やはり、私も指導課の関連する部  
分で伺いたいことがあって、先ほど末廣委員もご質問されました、さまざまな学校行事に  
関して、今後どうするかということは各校で判断することでしょうけど、大きな取り組み  
としてデンマーク派遣があるのですが、そのあたりはどのように今お考えでしょうか。

○指導課長 ヨーロッパ地域の感染状況がどうなるかということは、皆目予想がつかない  
ということ。また、仮に落ち着いているとしても、飛行機の中というのは不特定多数であ  
るということ。それから、この状況に関して、我が国が国際的にどのように、日本国民が  
見られているかという懸念などを考えたときに、実施することは困難ではないかというふ  
うに考えております。

つきましては、教育委員会の中で、また、中学校長会とも協議をした上で、中止にする  
のであれば、二次面接をする前に、応募された方にはご説明する必要があるというふう  
に考えております。

○高森委員 大きな取り組みであり、準備を早く始めなければいけないところがあるので、  
決定するなら早いうちに決定していただいたほうがよろしいかなと思います。

先ほど神田委員もおっしゃっていたように、授業ができなかった分の補填をどうするか。  
後に回せるのかどうかも、出口が見えないような状況ですから確約はできませんよね。そ

ういったときに、例えば、今回は臨時に宿題を課したりしてはいますが、こういった大きなパンデミックのような事態が発生するだけで学校教育に支障をきたす原因ではないと思います。地震が発生してライフラインが止まってしまうこともありますし、数カ月間学校が避難所になってしまったりとかも考えられます。

そういったときに、学校教育をどのように確保していくかということはとても重要だと思います。これは別に台東区だけで考えればいいことではないでしょうけれども。

緊急事態の発生下で、タブレットを使って相互通行の授業が展開できればそれが理想的だと思います。ただ、国のほうも今やっていますけれども、それには通信環境が整っていない家庭に対しては、通信設備の支援をしていく取り組みもあるそうですから、そういった制度を設けることも必要だと思います。

特に、私が一番やってほしいのは、いろいろな状況に合わせた学校閉鎖時のカリキュラムというのをつくっていただきたいと思います。できることはその都度変わるところから、全部はできませんけれども、こういった状況だったら、ここの部分はできるだろうと。宿題でも課題でもいいので、それらを課しながらやっていくというようなカリキュラムを一つ作っていただくのもいいのかなという気はします。

一つ気になるのが、今後ホームページが新しいフォーマットに変わりますよね。そのときに、そういったフリースタイルな発信ができるのかどうか。うまくホームページを使ったり、さまざまなメディアを使って家庭のほうにそれを発信できれば、そこで児童は学習が少しできるだろうと。

もう一つ、先生方が用意されている教材、この中で公開できるようなものがあれば、子供たちに提供してあげてほしいと思います。あるいは先生方がいろいろネットを調べて、それぞれの学習の単元を勉強するのに参考になるような情報を子供たちに提供してほしいと思います。

**○指導課長** 本区のタブレットの状況では、持ち帰りということが、今はできない状況ですので、家庭にそういう通信機能があるご家庭の場合とはいう仮定でございますけれども、今回、全国一斉に臨時休業した際にも、文科省のサイトには、いわゆる学習サイトがたくさん出てきました。自宅学習ができるようなサイトというのは、今後充実してくると思いますので、それらを紹介していくということは可能だと思っております。

また一方で、学校によっては教育改革のほうで事務をしております、魅力ある教育活動など、自分で学習できるようなものがあります。それは自宅でもID・パスワードで入って学習できて、教員もだれがどこまで学習しているかということを確認できるというものもあります。災害が起きたときには、まずその災害の第1波を乗り越えることが、もちろん重要ではありますが、その後、第2波に入って、学校再開に向けての状況になってきたときには、やはりそういうようなサイトであるとか、民間のサイトを紹介して学習するということは、これを教訓に各学校も準備をするということは大事なかなというふうには考えております。

○高森委員 先生がチェックできるのはいいですね。子供たちが実際にそれに取り組んだかどうかという。それはどのようなものなのでしょう。

○教育改革担当課長 いわゆるドリル学習というようなイメージでいいと思いますが、学校ライセンスで魅力ある教育活動で使っていただいている中学校が3校、そして小学校が2校か1校で、全校展開していくときには、その3分の1の児童数・生徒数のタブレットの中に同じようなeラーニングを入れてまいりますので、全ての学校の子供さんたちが使っていくことができる環境にはなります。

ただ、今ではございません。令和2年度を目途に環境構成を整えていくというところですが、このコロナの関係で、いわゆる経済活動も停滞ぎみですのでその辺は何とも言えませんが、鋭意努力はしていきたいと思います。今、指導課のほうからあったとおり、夏季休業がずれてくれば、また新たにスケジューリングを組まなければならないので、そういう部分につきましても今後の世の中の状況を見ながら考えていかなければならないのですが、いずれは推進していきたいなというふうに思っています。

あともう1点、CMS、いわゆる新しい学校のホームページについてですが、日々私たちのほうでも毎日確認をしております。非常に、各学校充実しております、コロナのことに関する情報であったりとか、宿題であったりとか、確かに学校の格差はあるのですが、たくさん発信をしてくださっております。

今、指導課長が言ったとおり、そのホームページに、国や都のそういう学べるサイトについて、こちらをクリックしてくださいというようなところもリンクを張ってくださっていますので、各学校、工夫をされているのではないかなというふうには思っております。

○高森委員 副教材といったものは、いろいろな形で提供できるというのはわかりました。先生方、学校ごとに差があるという話ですが、公教育なので、できるだけ差はなくしてほしいなと思います。

もう一つ、全く別の話なのですが、今朝のNHKのニュースで、ここ1カ月くらいの間、家庭で過ごす保護者が随分と増えて来た中で、DVや児童虐待が増加をしているというニュースが放送されていました。台東区でそのような兆候は確認されていますでしょうか。

○指導課長 子ども家庭支援センターのほうから、3月頭からの臨時休業期間中での児童虐待というものの報告は受けてはおりません。

一方、学校や園はどうしているかといいますと、要保護児童のご家庭には、むしろ学校や園のほうからご連絡をして、できるだけ親御さんがストレスのかかる時間を短くできるような、そういうような取り組みをしております。集計したところ、そういうような方々が、小学校でも15名ほどいらっしゃることは確認しております。

○高森委員 もう一つ、台東区では、児童養護施設に預けているような事例というのはいりませんか。

○指導課長 今、児童養護施設で預かっているというお子さんは、本区では今のところいらっしゃいません。

○垣内委員 先ほどの始業日時が2週間ずれるということは、夏休みが少なく、短くなるということなのでしょうかがというのが1点と、それからフリーソフトのZoomは、二、三十人の授業だったらできます。フリーで非常に操作性が大きくて、世界中で使われているソフトで、とても便利です。学校はある種のコミュニティですから、そのコミュニティの、うちの学校だとよく生存確認というのですが、みんなが元気かどうかというのを確認するということもあり得るかなと、ちょっと思いました。

○高森委員 通信環境は、それほどハイスペックなものでもなくても大丈夫なのでしょうか。

○垣内委員 全然問題ないです。

○指導課長 まず、夏季休業の日数ですけれども、委員がおっしゃるように夏季休業日の日数は少なくなるという結論になると思います。

それから垣内委員のそのご提案で、ICTの環境・インフラ整備ということがありますけれども、私どもが考えていることとして、学校が学校である理由というのは、やはり、一人で学習するのではなく、他者とともに学習して、そして違う考えや、またそれを討議していく中で、自分の考えをさらに再構築してというところが学校であると考えております。ですので、一人で学習することがだめだというわけではないんですけど、そういう場面ももちろんありますが、今委員のご提案のようなそういう形であると、いわゆる双方向、現在入れているタブレットも双方向ができるというところが一つの魅力ではございますけれども、そういうようなところについて、私が答えることではないんですけど、学校の機能は維持できるいいものなのかなとは思ってはおります。

○神田委員 基本的に、児童生徒の健康とか学習とかを第一に考えるんですけども、例えば、この休業中に教職員のテレワークや自宅研修を可能と考えているのかどうかを教えてください。

それから、この先のことを考えると、例えば封鎖とか、外出禁止になったときの対応まで考えて準備をしておいたほうがいいのではないかと思います。

○指導課長 実は3月31日まで、東京都が、東京都の教職員に対してのサービスで、いわゆる時差通勤を推奨しています。それはできるだけ分散させるということ、それから自宅勤務というものを奨励しております。これは自宅に出張するという扱いでの勤務ということでございます。

これらにより、感染を拡大させない。そして臨時休業期間中に自宅でもできることは自宅でするというようなことでの推奨だと思います。

2週間の臨時休業ということで、本区独自にやりますけれども、本区の教員に対してのサービスについてどうするかというのは、都教委とも相談しながら、それが維持できるのかどうかということについては、できるだけ前向きに協議をして継続したいというふうに考えております。

○神田委員 顔を突き合わせてやることだけが重要ではないと思うので、これからの時代を考えたときに、やはり効率的な仕事をしていくということは働き方改革にもつながると

思いますので、こういった機会に、仕事の効率を上げるということの考え方を学校で浸透させていったらよいと思います。

こういったことは管理職の意識もかなり影響すると思いますので、ぜひお願いしたいなと思います。

○高森委員 3月いっぱいはいろいろな課題が出て、子供たちはそれに取り組んでいるでしょうけど、4月からゴールデンウィークに入る前までの約半月くらいですか。この間の2週間は春休みと同じ扱いで完全に休みにしてしまうのか、何か課題を課すのか。教えてください。

○指導課長 修了式は、各校実施しておりますので、春季休業中の宿題というものは出ています。子供たちにとってみれば春季休業中ですがけれども、その宿題をこなすという、そういうノルマはございます。

○高森委員 当初ですと、始業式までにそれを提出するようということをやっているので、その始業式以降、何もやることがなくなってしまう児童生徒もいると思います。もったいないなという気がするんですよね。今ここでは答えは出ないでしょうけど、各学校でまた考えていただければとは思っております。

もう一つ、先ほど垣内委員がお金のこととおっしゃっていましたが、例えば教育支援館のほうでやっていらっしゃる、スクールソーシャルワーカーとか、先ほどの日本語教師、それから幼児の体力向上、こういったところに関わる方たちへのサラリーはどうなるのでしょうか。

○教育支援館長 1年間の業務委託を実施した実績に基づいてお支払いをするということで、今回3月末の段階では、ほぼほぼ年間の予定回数が終わっておりますので、特段影響はございませんでした。

4月以降については、契約を交わして、これから、年間どういう日数で、各園を回ろうかとか、支援員についても学校園が始まればすぐ、配置決定はしてございますので、普通に支払っていくというような形にはなると思います。

先ほど申し上げたとおり、学校園に配置している支援員については、本来勤務を要さない日という話をしましたが、勤務を要する日というふうにさせていただいて、学校の中で日ごろ先生方と、なかなかその要支援のお子様とのことを考えたりとか、お話しする機会が少ないので、そういうところで情報を共有したりとか、特別支援に関する研修を校内でしたりとかというところで勤務をしていますので、対価は支払うこととなります。

ただ、もちろん有休もございますし、時間休もございますので、工夫しながら、支援員の皆さんはお勤めされているのかなと思います。

○高森委員 長期化しないことを願います。もう一点、中央図書館に関して、先ほどおっしゃったご説明の中で、休校中の自宅学習ができるような、さまざまな情報発信をいただいているということですが、反響はどうでしょうか。

○中央図書館長 つぶさに特別ご意見を実際にいただいているということとはございません

で、ただ、そちらを開始してから、若干ですが、子供の貸出者数は7%くらいは冊数が増えています。直接的な効果かどうかはわかりませんが、平均値として、今のところデータとしてはそういった状況でございます。

○高森委員 他の自治体の事例で、やはり子供たちが自宅にいることが多いので、図書館を利用したいという希望が随分出てきているらしくて、幼児は特に絵本を借りたいということもあるので。何かその辺で少し、図書館の利用の仕方が変わってくればいいのかなどという気がします。引き続きよろしく願いいたします。

○中央図書館長 また考えてまいります。

○垣内委員 学習塾みたいなどころはどういう動きになっているのですかね。大手の学習塾はクローズしたと聞いたんですけれども、うちの近くの学習塾は子供たちがいっぱい溜まっていてびっくりしました。

○指導課長 民間の塾については、把握するところではございませんが、私の近所も、いわゆる個人で経営している塾は中学生が夕方いっぱい集まっています。ですので、やっているところもあるんだなとは思いつつ、それを停止しなさいということも、教育委員会としても言えない。ただ、いわゆる狭いところとか密集するところとかというのは避けるように。だから、外出するときの条件というものを保護者にお伝えし、保護者の方でそれをご判断いただくということになるしかないかなと思います。

○矢下教育長 いろいろな宿泊を伴う事業とか、新年度に入った瞬間に、いろいろな各施設の運営委員会ですとかで決まってきましたし、そういった決まったことを今度は先生方にお知らせをしたいと思います。ただ、今回、こういうふうに出してきているのは、先ほど一番最初に言いましたように、台東区では永寿総合病院の数も多かったのですが、永寿以外に特別養護老人ホームでも出てしまったという状況がほかの区よりもちょっと違うという感じなんですね。ですからやはりその辺はよく考えていきたいなど、だからといって全てをないがしろにしていいわけではないので、今、先生方にいただいた意見も深めてやっていきたいと思います。

○神田委員 いち早くこれが出たというのは、私は素晴らしいと思います。他区も独自でやっているのですか。

○指導課長 昨日段階の室課長会での集計ですけれども、入学式・始業式を1週間遅らせた区が荒川区です。それ以外は、一応開始は通常どおりですけれども、多くが、次の週まで、給食で下校とする区が多いです。ですので、遅らせた区は、本区以外は1区でございます。

○高森委員 心配なこと。まちの中を歩きますと、公園にたくさん子供たちがいます。このあたりの注意喚起はどのようにしたらいいか。自粛ですから、公園で遊んではだめだとは厳格には言えないのかもしれませんが、遊ぶのであればどうしたらいいかという知恵や工夫を少し、授けてあげないといけないのかなと思います。そのあたりは、保護者向けに何かメッセージは出ているのでしょうか。教育委員会として共通のものを何か出さなくていい

のかなとも思います。

○指導課長 3月の臨時休業中にも、学校に通知をしたところですが、改めてパトロールを実施してくださいと。その内容としては、複数の子が近づいたりしている場合は、それは注意をしてくださいということを学校に伝えました。ですので、保護者の方には、いわゆる3密でないことを確認してくださいみたいなことをお伝えしております。

○高森委員 あとは本人たちですよ。本人たちの意識がやはり肝心かなと思います。

○矢下教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 じゃあ、それでは一旦、庶務課のアについては、協議どおり決定いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

### 3 その他

○矢下教育長 その他、何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 これをもちまして、本日の定例会を閉じ、散会いたします。

午後4時31分 閉会